

# 松山市の奨励金制度

## ■ 事業所の新設・増設・移設に関する奨励金 ■

### 対象産業（日本標準産業分類による産業）

●製造業 ●電気・ガス・熱供給業 ●情報通信業 ●運輸業 ●卸売業
●宿泊業（温泉等地域資源を活かした観光ホテル及び温泉旅館） ●学术研究 ●建設業（主として管理事務を行う本社等）
●金融業・保険業（銀行業、協同組織金融業、金融商品取引業、商品先物取引業、保険業のうち、主として管理事務を行う本社等）
●娯楽業（遊園地） ●農業（植物工場（環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能な栽培施設をいう）に限る）

### ▶ 立地用資産の取得と雇用を伴う場合

#### ○指定の要件

大企業等（中小企業者以外）	投下固定資産総額：1億円以上 新規雇用者数：5人以上（転勤者を含む）
中小企業者	投下固定資産総額：3,000万円以上 新規雇用者数：2人以上（転勤者を含む）

#### ○支援内容

奨励金の種類	基準	期間等	上限	備考
企業立地促進奨励金	●市外企業の新設 投下固定資産総額(市が評価した額) × 8% (ただし、本社機能を有する事業所の場合、8~10%) ●市内企業の増設又は移設 投下固定資産総額(市が評価した額) × 5% (ただし、本社機能を有する事業所の場合、5~7%)	1年	5億円	10年間分割払
雇用促進奨励金	正規雇用従業員又は転勤者 55万円/人 有期雇用従業員 (週30時間以上・月給制のみ) 30万円/人 短時間雇用従業員 (週20時間以上) 15万円/人 女性、55歳以上、障がい者、外国人のいずれかに該当 (加算) 5万円/人	●市外企業の新設 5年 ●市内企業の増設・移設 1年	1億円	※雇用保険に加入していること ※加算は1人につき5万円まで ※転勤者は市内に住民票を移した者
新規事業促進奨励金	投下固定資産総額(市が評価した額) × 0.7%	1年	0.5億円	市長が特別に認めた場合
グリーンイノベーション推進奨励金	事業に要した費用 × 1/2	1年	0.5億円	本市の脱炭素社会又は循環型社会の推進に資する設備

### ▶ 立地用資産の取得の場合

#### ○指定の要件

大企業等（中小企業者以外）	投下固定資産総額：3億円以上
中小企業者	投下固定資産総額：9,000万円以上

#### ○支援内容

奨励金の種類	基準	期間等	上限	備考
企業立地促進奨励金	●市外企業の新設 投下固定資産総額(市が評価した額) × 8% (ただし、本社機能を有する事業所の場合、8~10%) ●市内企業の増設又は移設 投下固定資産総額(市が評価した額) × 5% (ただし、本社機能を有する事業所の場合、5~7%)	1年	5億円	10年間分割払
グリーンイノベーション推進奨励金	事業に要した費用 × 1/2	1年	0.5億円	本市の脱炭素社会又は循環型社会の推進に資する設備

### ▶ 事業所を賃借する場合

#### ○指定の要件

新規雇用者数：5人以上（転勤者を含む）
---------------------

#### ○支援内容

奨励金の種類	基準	期間等	上限	備考
企業立地促進奨励金	土地、建物の賃借料の1/2	5年	1億円	
雇用促進奨励金	正規雇用従業員又は転勤者 55万円/人 有期雇用従業員 (週30時間以上・月給制のみ) 30万円/人 短時間雇用従業員 (週20時間以上) 15万円/人 女性、55歳以上、障がい者、外国人のいずれかに該当 (加算) 5万円/人	●市外企業の新設 1年 (ただし、新規雇用者数10人以上の場合 5年) ●市内企業の増設・移設 1年	1億円	※雇用保険に加入していること ※加算は1人につき5万円まで ※転勤者は市内に住民票を移した者
新規事業促進奨励金	投下固定資産総額(市が評価した額) × 0.7%	1年	0.5億円	市長が特別に認めた場合
グリーンイノベーション推進奨励金	事業に要した費用 × 1/2	1年	0.5億円	本市の脱炭素社会又は循環型社会の推進に資する設備

## ■ コールセンター・事務センター等の新設・増設に関する奨励金 ■

#### ○指定の要件

専用通信回線等を利用して集約的に業務を行う 操業開始時において新規雇用者数が20人以上（転勤者を含む）
--------------------------------------------------------

#### ○支援内容

奨励金の種類	基準	期間等	1事業所当たりの限度額	備考
施設整備に係る奨励金	通信設備等整備に係る工事費及び購入費の1/6の額 (注1)	10年	8千万円	(注1) 新規雇用者のうち、半数以上の者が正規雇用従業員又は転勤者の場合は、1/4の額
事業用資産の賃借料に係る奨励金	貸しオフィス、通信機器等の適正な賃借料(土地及び設備に係るものを含み、敷金及び礼金を除く)の1/6の額 (注1)		右記の注1に該当した場合は、1億円 (ただし、新規雇用者が100人に満たない場合は、新規雇用者の人数に80万円を乗じて得た額)	
専用通信回線に係る奨励金	専用通信回線利用料の1/6の額 (注1)			
雇用促進奨励金	【コールセンター・データセンター】 正規雇用従業員又は転勤者 40万円/人 有期雇用従業員 (週30時間以上・月給制のみ) 30万円/人 短時間雇用従業員 (週20時間以上) 10万円/人 女性、55歳以上、障がい者、外国人のいずれかに該当 (加算) 5万円/人 【事務センター】 正規雇用従業員又は転勤者 55万円/人 有期雇用従業員 (週30時間以上・月給制のみ) 45万円/人 短時間雇用従業員 (週20時間以上) 15万円/人 女性、55歳以上、障がい者、外国人のいずれかに該当 (加算) 5万円/人	3年 上記の注1に該当した場合は、5年	●コールセンター・データセンター 3億円 ●事務センター 4億5千万円	※雇用保険に加入していること ※加算は1人につき5万円まで ※転勤者は市内に住民票を移した者